

(保護命令を求める子どもが15歳以上の未成年の場合に使用します。)

## 「同意書」についての説明 (子ども)

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という法律では、夫婦等のあいだでなく、けるなどの暴力を受けた人を守るために、裁判所が出す「保護命令」というものが定められています。
- 2 この「保護命令」のひとつに、「暴力をふるった人は、6か月間、子どもにつきまったり、子どもの近くをうろついたりしてはいけない」という命令があります。ただし、その子どもが15歳以上の未成年であるときは、「命令が出されてもよい」と子ども自身が同意するかどうかを確かめなければならない、とされています。この「子ども」というのがあなたにあたります。
- 3 この下にある「同意書」は、「『夫婦等のあいだで暴力をふるったとされる人が、あなたにつきまったり、あなたの近くをうろついたりしてはいけない』という命令が出されてもよい」とあなた自身が思うかどうかを確かめるためのものです。もし、あなた自身が「そのような命令が出されてもよい」と考えるなら、「同意書」にあなたの名前などを記入して、裁判所に提出してください。
- 4 「同意書」を裁判所に提出するときは、あなたのノートやテストなど、あなたの筆跡が確認できるものをいっしょに提出してください(確認の上、返還いたします。)
- 5 あなたがこの「同意書」を提出したとしても、それでかならず命令が出されると決まるわけではありません。
- 6 もしわからないことがあったら、裁判所の担当者がお答えしますので、なんでもたずねてください。

(切りとらずに提出してください)

千葉地方裁判所  民事第4部保全係  \_\_\_\_\_ 支部 御中

同意書

申立人(暴力を受けたとされる人) \_\_\_\_\_

相手方(暴力をふるったとされる人) \_\_\_\_\_

私は、上記の相手方が、私につきまったり、私の近くをうろついてはいけない、とする命令が出されることに、同意します。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

氏名 \_\_\_\_\_ (平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)